



第4号様式

流議第345号  
令和4年3月4日

(宛先) 流山市監査委員

流山市議会議長 森 亮



監査結果に基づき講じた措置について（通知）  
令和4年2月17日付け、流監第119号で報告のあった監査の結果  
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年2月17日・流監第119号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
議会事務局	意見	前渡資金整理簿に一部記載漏れがあった。公金の適正管理の観点からも、規則に定められた前渡資金整理簿への記載を徹底し、厳正に管理されたい。	資金前渡等を受ける際、支出伝票の起票に併せて前渡資金整理簿に記載し、伝票決裁とともに上司が確認を行うこととする。 また、担当者は現金受領時には受領した現金とともに前渡資金整理簿の決裁を持ち回りでを行い、精算時には精算伝票の起票時に精算金額を前渡資金整理簿に記載し、精算伝票とともに決裁を行うこととする。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。